「ひかり姫」中間取扱業者許諾に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、黒大豆専用品種「ひかり姫」種子生産・販売及び商標使用許諾要領第５条の２に基づき、「ひかり姫」中間取扱業者許諾の選定にあたり必要な事項を定める。

（選定基準）

第２条　中間取扱業者の選定基準は、以下のとおりとする。

（１）規約があること。

（２）代表者の定めがあること。

（３）会計責任者がいること。

（４）栽培状況や販売状況を確認する確認責任者がいること。

（５）確認責任者が、種子譲渡した生産者が栽培する「ひかり姫」の栽培圃場所在地や栽培計画を確認し、出荷販売実績をとりまとめ、兵庫県に報告できる体制にあること。

（６）自ら栽培する場合は、代表者、会計責任者、確認責任者以外に栽培責任者がいること。

（７）栽培責任者の住所は、原則、確認責任者と別であること。

附　則

１　この規程は、令和４年５月６日から施行する。

２　令和5年３月３１日一部改正